

お知らせ

みほ文化講座・美浦ゼミ講師募集

中央公民館では、平成27年度に開催する「みほ文化講座」と「美浦ゼミ」の講師を募集します。原則、村内に居住または勤務する20歳以上の方ならどなたでも応募できます。

応募の内容等を協議検討のうえ、開設講座を選定します。

【みほ文化講座】

自分の知識や特徴を生かし、他の人にも伝えたい方が講師となり開設する講座で、役場生涯学習課が支援するものです。

【美浦ゼミ】

村民が自ら企画提案・講師となり実施する学習会です。

《講座開設の条件》

◇テーマ 生涯学習に関することなら、原則としてすべて可能です。ただし、①特定の政党や宗教の宣伝目的、②特定の企業や団体の宣伝または営利目的、③①②以外で村教育委員会が不適当と認めるものは除きます。

◇期間 平成27年5月から平成28年3月末日まで

◇回数

・みほ文化講座 年間3回
20回程度

・美浦ゼミ 年間5回程度
*美浦ゼミは、同年度内で1講師1企画までとします。

◇会場 中央公民館、木原多目的集会施設、安中多目的研修集会施設(各部屋)

◇謝金

・みほ文化講座 1開催日につき7000円

・美浦ゼミ 1開催日につき3000円

*美浦ゼミは、講師の謝金を辞退することができます。

◇募集締切 10月11日(土)

*応募用紙は、中央公民館に用意してあります。

◇申込・問合せ 生涯学習課(中央公民館内)

特設人権相談所を開設します

人権擁護委員が、女性・子ども・高齢者をめぐる人権の問題や、近隣とのトラブル等の相談に応じます。

その他、心配ごとや困っていることがありましたらお気軽にご相談ください。相談は無料で、プライバシーは厳守されます。

◇日時 12月2日(火)午前9時～午後2時

◇会場 老人福祉センター

◇相談員 人権擁護委員3名

◇問合せ 役場福祉介護課

◎12月4日から10日までは、人権週間です。毎年12月10日は「人権デー」と定められています。

茨城県最低賃金改定

茨城労働局では、茨城県最低賃金を時間額729円(昨年度より16円引上げ)に改正決定しました。

平成26年10月4日(土)から県内の全産業・全労働者に適用されます。賃金額が「茨城県最低賃金」を下回る雇用契約は、労使双方の合意であっても最低賃金法により無効とされ、賃金額は最低賃金額と同額の契約をしたものとみなされます。

◇詳細・問合せ 茨城労働局労働基準部賃金室 ☎029-122416216

パパの育児休業を応援！

子育てを積極的に楽しむパパが「イクメン」と呼ばれて注目されています。育児について夫婦で考えてみませんか。

◎男性の育児休業取得のポイント

・出産予定日から取得可能で、里帰り出産の場合でも余裕を持って対応できます。

・妻の産後期間に1回、また、子が1歳になるまでの間も理由を問わず再度取得可能です。出産後、女性は授乳等で睡眠不足。大変な時期を二人で乗り切りましょう。

・休業は1日から取得可能で、長期間の取得が難しい場合でも、これで安心です。

◎休業中の収入

・今年4月より、雇用保険被保険者で一定の要件を満たせば、育児休業給付が休業開始前賃金の67%支給。

・社会保険料が免除されることから、手取り賃金としては休業前の約8割支給。

◇問合せ 厚生労働省茨城労働局雇用均等室 ☎029-122416288

土地取引の後には 届け出を！

10月は、土地に関する様々な普及啓発活動を行う「土地月間」です。一定面積以上の土地取引を行った場合、権利取得者（譲受人）は国土利用計画法に基づき届出をする必要があります。

◇届出が必要な面積 市街化区域2千㎡以上、市街化調整区域5千㎡以上

◇届出が必要な取引 売買、交換、一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡または設定等

◇届出期限 契約締結日から2週間以内

◇届出先 役場都市建設課

※詳しくは村ホームページをご覧ください。役場都市建設課までお問い合わせください。

犯罪「被害者」支援 にご協力を！

犯罪の発生は防止しなければなりません。しかし、現実には犯罪は発生し、被害者が生まれます。犯罪被害者の方々の直面する様々な問題を一緒に

に考え、もとの平穏な生活を取り戻すことができるよう、当センターはさまざまな支援をしています。安全で安心して暮らせる社会を実現するために、犯罪被害者へのご協力をお願いします。

◇相談・問合せ 茨城県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体（公社）いばらき被害者支援センター事務局
☎029-232-2738、相談電話☎029-232-2736

IBARAKI ウォークフェスティバル

美浦村の豊かな自然とのおれあいを楽しめる12kmのコースです。

◇日時 10月26日（日）午前8時～午後2時（小雨決行）

◇集合場所 美浦村立安中小学校

◇持参する物 昼食、水筒、雨具、レジャーシート等

◇参加費 無料

◇定員 200名（先着順）

◇申込方法 住所・氏名（フリガナ）・年齢・電話番号を明記のうえ、ハガキ、FAX、Eメールでお申し込み

AED講習会のご案内

◇対象者 村内在住・在勤・在学の方で中学生以上の方

◇講習会名 普通救命講習Ⅰ

◇会場 江戸崎消防署美浦出張所

◇開催日 10月18日、11月15日、12月20日

*曜日はすべて土曜日です。

◇講習内容 AEDの使用法、心肺蘇生法、止血法等

*各開催日とも講習内容は同じです。

◇申込期限・方法 受講を希望する開催日の1週間前までに、住所・氏名・生年月日・希望日・連絡先（電話番号等）を役場総務課までお知らせください。

◇定員 先着10名

*希望者が3名未満の場合は原則として他の開催日に振

替えさせていただきます。

◇問合せ・申込先 役場総務課AED講習会担当

秋季全国火災予防 運動について

▼統一標語

『もういいかい 火を消すまでは まあだだよ』

11月9日（日）から11月15日（土）まで全国一斉に秋季全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎える為、火災予防思想の普及をはかり、火災の発生を未然に防止して、死者発生・財産損失を防ぐことを目的としています。

◇問合せ 江戸崎消防署美浦出張所 ☎885-0164

また、消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が新規住宅では平成18年6月から、既存住宅では平成23年6月1日以降、義務化されました。

住宅用火災警報器の設置は住宅防火対策の『切り札』として多くの人命が守られた事例が数多く報告されており、設置義務化がスタートしてから死者数が減少しています。まだ設置していないご家庭では設置のご協力をお願いします。

*最近、消防職員を装った悪質な訪問販売や詐欺等が多く発生しております。十分注意しましょう。

村内小・中学校、 美浦村役場の放射線量率

◇使用機器

学校：クリアパルス A2700

役場：日立アロカメディカル TCS-172B

◇測定放射線 γ線

（単位：μSv/h）

木原小学校 測定日 9月16日	校庭（地上高50cm）	0.082
	校舎内	0.079
安中小学校 測定日 9月16日	校庭（地上高50cm）	0.099
	校舎内	0.068
大谷小学校 測定日 9月16日	校庭（地上高50cm）	0.092
	校舎内	0.053
美浦中学校 測定日 9月16日	校庭（地上高1m）	0.111
	校舎内	0.093
美浦村役場 測定日 9月16日	駐車場（地上高1m）	0.09
	庁舎内	0.07

女性の人権ホット ライン強化週間

た成果をぜひご覧ください。

◎学校公開

◇日時 11月19日(水)、20日
(木)午前9時30分～11時30分、午後1時～2時

◇場所 県立美浦特別支援学校

◎第17回美よう祭

◇日時 11月8日(土)午前9時20分開会*雨天決行

◇場所 県立美浦特別支援学校各教室および体育館

◇持ち物

上履き

◇問合せ 県立美浦特別支援学校 ☎ 85-4166、ホームページ (<http://www.mihosh.ed.jp>)

霞ヶ浦聾学校「学校公開」のお知らせ

◇相談員 法務局職員または人権擁護委員

◇問合せ 水戸地方法務局人権擁護課 ☎ 029-227-9919

美浦特別支援学校 イベントのお知らせ

学校公開および第17回美よう祭(文化祭)を、次のとおり開催します。児童生徒の学習の様子や毎日一生懸命練習し

◇申込方法 ご希望の方は、電話またはFAXにより11月12日(水)までにお申込みください。

◇申込・問合せ 県立霞ヶ浦聾学校 ☎ 029-889-1555、FAX 029-889-2413

美浦診療所移転のお知らせ

美浦トレーニングセンターにある「美浦診療所」が、このたび「みほクリニック」と名称を改め、場所も「とびあ」の隣に移転いたします。

診療科に変更はありませんが、MRI等診療機器を充実させ、地元の皆さま方のホームドクターとして、筑波大学をはじめ近隣病院との連携を密接に行ってまいります。

従来からの住所、電話番号等に変更はございません。

◇開院日 10月14日(火)

◇問合せ みほクリニック ☎ (医科受付) 885-1813、(歯科受付・予約制) 885-4459、ホームページ (<http://www.k-kyojoka-i.or.jp/clinic/miho/index.htm>)

司法書士による 無料法律相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、消費生活に関する相談が無料で受けられます。ご相談の際には、なるべく事前にお申込みください。

◇日時 11月7日(金)午前9時30分～11時30分

◇費用 無料

◇相談会場・受付 村消費生活センター ☎ 885-1714

住宅リフォーム費用の一部を補助します

村では、村内在住の方が村内の施工業者により住宅のリフォーム工事を行った場合、その費用の一部を補助します。

*工事着工前に申請してください。

◇対象者 補助を受けた住宅に継続して3年以上住民登録をしている方で、村内に所有する個人住宅、併用住宅等の補助対象リフォーム工事を行った方。(村で実施している他の補助制度を

利用された方は対象外)

◇補助対象リフォーム工事 村内施工業者による工事費が10万円以上(消費税別)の住宅の機能の維持・向上のために行う補修・改良工事

*ただし、車庫、塀工事や屋根の葺き替え、既存床面積の2分の1を超える増改築工事、機器類および建具のみの設置・交換工事、自然災害による被害の復旧工事等は対象になりません。

◇補助金の額 補助対象リフォーム工事にかかった工事費(消費税別)の10%

*上限10万円、1000円未満切り捨て

◇申請期間 本年度中に完了する工事を対象とし、予算に到達した時点で受付を終了します。

◇問合せ 役場都市建設課

村の交通事故発生状況 (8月1日～31日)

	年累計
発生件数	4 (28)
負傷者数	7 (34)
死者数	0 (1)

8月31日現在死者ゼロ継続182日

平日住民課窓口に来られない方へ

村では、住民課窓口業務の「時間延長サービス」および「電話予約による証明書等の休日交付」を実施しています。業務内容が通常とは異なりますので、ご利用の際は電話等で事前にご確認ください。

◎住民課窓口時間延長サービス

毎月第2・第4水曜日に実施しています。(祝日・年末年始を除く)

◇10月・11月の実施日時

10月8日・22日、11月12日・26日午後5時15分～7時

◇取扱業務 各種証明書(住民票・戸籍の証明書・印鑑

登録証明書)の発行、印鑑登録、パスポートの交付、戸籍届書の預かり(審査・受理決定は後日)

転入・転出・転居等の住民登録業務は取扱いきません。ご了承ください。

◎住民票の写し・印鑑登録証明書の休日交付(電話予約)

住民票の写しと印鑑登録証明書は、事前に平日の午前8時30分から午後5時までに電話予約したものを、土日・祝日の役場閉庁時に受け取る事ができます。

※ご予約の際は必ず、証明書を受け取りにいらつしやる方が直接お電話ください。

◇問合せ 役場住民課

◇問合せ 役場住民課

10月20日～26日は行政相談週間です

日々の暮らしの中で、行政サービスの制度や仕組みが分からなかったり、行政に望んでいることはありませんか。そんなときは、「行政相談委員」にご相談ください。

美浦村では、諸岡正明さんが行政相談委員として活動しており、次のとおり行政相談所を開設しています。どうぞお気軽にお越しください。(相談無料・秘密厳守)

《定例相談》

◇日時 10月23日(木)午前10時～正午

◇場所 役場2階小会議室

◇美浦村担当行政相談委員 諸岡正明さん(宮地)

《くらしの困りごと相談所》

◇日時・場所 11月27日(木)午前10時30分～午後3時30分 土浦市民会館1階会議室(受付は午後3時まで)

難病フェスタ 2014開催!

◇日時・会場 10月19日(日)午後1時～4時 茨城県総合福祉会館(水戸市千波町)

◇入場料 無料

◇内容 講演、患者体験発表、落語、医療相談コーナー等

◇問合せ 茨城県難病団体連絡協議会 ☎(兼FAX)02-91244-4535

常陽銀行無料年金相談

常陽銀行顧問の社会保険労務士が、無料でご相談に応じます。(要予約)

◇期日 11月19日(水)午前10時～午後3時

◇場所 常陽銀行美浦支店
◇予約・問合せ 常陽銀行美浦支店 ☎8512915

善意

〔社会福祉協議会へ〕

○武田優様(牛込、Y様(興津)古切手

○匿名希望1件 使用済みブリペイドカード
ありがとうございました。

弁護士による法律相談

日時 11月26日(水)
午後1:30～4:00

*11月4日(火)午前8:30より申込受付

心配ごと相談

日時 11月4日(火)・17日(月)
午後1:00～3:00

*事前に申込みをされていない方は、お待ちいただく場合があります。

会場・申込先
老人福祉センター ☎885-7080
主催 美浦村社会福祉協議会

教育相談

日時 毎週水・木曜日
(電話受付 火～金)
午前9:00～12:00
午後1:00～3:30

*相談日以外は留守番電話又はFAXで

電話相談 ☎・FAX 885-7788

来所相談 光と風の丘公園クラブハウス

事前連絡のうえお出かけください

行政相談

日時 10月23日(木)
午前10:00～12:00
場所 役場2階小会議室

国の仕事のことなどで困ったときは
ご相談ください(予約不要)

障がい者相談

日時 10月20日(月)
午後1:00～3:00

場所 老人福祉センター

身体・知的障がい者やご家族の悩み事等
何でもご相談に応じます(予約不要)

問合せ先 役場福祉介護課

10月の納税

*納期限は10月31日(金)です。

村 県 民 税 (3期)
国民健康保険税 (4期)
介護保険料 (4期)
後期高齢者医療保険料 (4期)